記者発表資料

令和２年12月25日
岩手河川国道事務所

北上川の樹木伐採者を募集します

～　地域住民等との連携・協同で行う『北上川の河川管理』　～

岩手河川国道事務所では、**企業や団体、個人等で北上川の河川敷に繁茂している樹木の伐採に協力してもらえる方を公募します。**
簡単な条件を満たせばどなたでも応募でき、伐採した樹木は燃料等の自家消費の他、加工、販売などに利用することもできます。

《目的》

河川区域内の樹木は、洪水の流れを悪くしたり、河川巡視の際に視界を遮り監視の妨げになるなど、河川管理の支障となっている箇所があるため、計画的に樹木伐採を行っておりますが、多くの費用を要しているが実情です。
そのため、伐採者の公募を行い、地域住民等の協力を得ることにより、伐採費用やその処分費の縮減と伐採木の有効利用を図るとともに、適切な河川管理の一助とするものです。

※この取組は、国土交通省が全国で取り組んでおり、岩手河川国道事務所では、平成28年度から開始しております。令和2年度としては2回目の募集です。

《概要》

○伐採箇所：東安庭地区（盛岡市東安庭字下川原地内）　１１区画
○樹　　種：シロヤナギ等
○募集期間：令和２年１２月２５日（金）～令和３年１月１４日（木）
○伐採期間：令和３年　２月１９日　～令和３年６月３０日（予定）
○応募資格：「岩手河川国道事務所公募型樹木採取公募説明書」を参照。
○応募方法：応募様式に必要事項を記入の上、郵送または持参。
様式については、岩手河川国道事務所ホームページからダウンロード、もしくは上記の担当出張所で配布。

岩手河川国道事務所ホームページURL：
http://www1a.thr.mlit.go.jp/bumon/j73101/homepage/jimusho/kasenkanri_jouhou/bassai%20koubo/20201225_jumokubassai%20kouji.pdf

《発表記者会》岩手県政記者クラブ、奥州市政記者クラブ

問　合　せ　先
国土交通省　東北地方整備局　岩手河川国道事務所
岩手県盛岡市上田四丁目２－２
電話　０１９－６２４－３１３１（代表）
０１９－６２４－３２８１（河川管理課直通）
副所長（河川）　渡辺（ワタナベ）　敏彦（トシヒコ）（内線２０４）
河川管理課長　三浦（ミウラ）　俊明（トシアキ）（内線３３１）

別紙

○東安庭地区

【担当出張所】
盛岡出張所
〒020-0862　岩手県盛岡市東仙北一丁目11-11
電話　019－636－0368

【位置図】



出典：国土地理院地図に募集箇所等を追記して掲載

【区画割】



No	面積（m2）	主な樹種	直径別の本数（おおよその数量）※地上高1.2m付近の直径					伐採難易度（目安）	備考
			15cm未満	15～30cm	30～50cm	50以上	計		
①	約500	シロヤナギ他	5	4	1	4	14	低	
②	約500	シロヤナギ他	3		4	2	9	高	
③	約300	シロヤナギ他		4	7		11	中	
④	約300	シロヤナギ他		5	4	4	13	中	
⑤	約1,500	シロヤナギ他		20	7	2	29	中	
⑥	約1,500	シロヤナギ他	9	11	3	2	25	低	
⑦	約1,500	シロヤナギ他	11	15	10	1	37	低	
⑧	約1,000	シロヤナギ他		3	1	1	5	中	
⑨	約1,500	シロヤナギ他	14	2	3	5	24	低	
⑩	約1,500	シロヤナギ他	1	3	4	5	13	高	
⑪	約1,500	シロヤナギ他	2	3	9	4	18	中	

各区画の伐採前状況（東安庭地区）

区画割	NO.①	NO.②	NO.③
			
NO.④	NO.⑤	NO.⑥	NO.⑦
			
NO.⑧	NO.⑨	NO.⑩	NO.⑪
			

別 紙

条　　件

第１条　許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称)、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。

（※注）許可標示板の規格等については、岩手河川国道事務所　各出張所長（以下「所長」という。）と協議の上、変更可とする。

第２条　許可を受けた者が、自らその内容を更新しようとするときは、当初の協議に準じて許可を受けること。

第３条　許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から１５日以内に届け出ること。

（１）　住所又は氏名を変更したとき

（２）　許可を受けた行為を廃止したとき

（３）　天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかったとき

第４条　許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い３０日以内にその場所を原状に復し、所長の検査を受けること。

第５条　許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙様式（１）により所長に事前に届出し、かつ採取中は所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙様式（２）により速やかに報告し所長の確認を受けること。

第６条　許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常を発生したときは、直ちに所長に報告すること。

第７条　許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第８条　河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

岩手河川国道事務所公募型樹木採取公募説明書

イ．公募に参加する者に必要な資格及び条件等

① 過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

③ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 直近１年間の税を滞納している者でないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ロ．手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式を期限までに提出すること。（郵送可、期限までに必着のこと）

②提出期限

令和３年１月１４日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

受付時間：９：００～１７：００

③提出先・問い合わせ先

東北地方整備局　岩手河川国道事務所

【河川管理課】

〒020-0066　岩手県盛岡市上田四丁目2-2

電話　０１９－６２４－３２８１（直通）

【盛岡出張所】

〒020-0862　岩手県盛岡市東仙北一丁目11-11

電話　０１９－６３６－０３６８

ハ．採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価（採取計画・実施工程・過去の応募実績・地域性等）し、優れた者を採取者とする。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

ニ．採取区域とそこに生育する樹種、樹径等の情報
シロヤナギ等
胸高直径約10cm～100cm
別添図面（樹木等採取予定箇所図）のとおり
※必要に応じて各自現地確認をすること。

ホ．採取時期
令和３年２月１９日から令和３年６月３０日まで（予定）

ヘ．河川法第２５条の許可の際に付すことを予定している条件の内容
別紙、許可条件のとおり

ト．河川管理者が実施し得る工程
進入路整備、不用な枝葉の処分等

チ．自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い
① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、平常時の巡視等において採取の実施状況を把握するものとし、その結果に基づいて、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。
また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。
なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第１８条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第６７条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。
④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

リ．許可手続
本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２５条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和４０年建設省令第７号）第１３条第１項に定める申請を行う。
なお、河川法第２５条の許可に際し、別紙にある条件が付される。

ヌ．河川法第２５条の許可を受けたものは、本樹木の採取に係る河川法第３２条第１項に基づく採取料徴収について、別途岩手県知事が定める徴収料を納付しなければならない場合がある。

ル．その他

応募区域又は区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。

採取を希望する河川産出物の種類又は使途を制限するものではないが、当該種類又は使途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の使途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。

なお、採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

採取場所については、河川管理者において調整し指定する。

応　募　様　式

令和　　年　　月　　日

岩手河川国道事務所長　殿

【応募者】
ふりがな
氏名：
住所：
電話：
公表用の愛称等※：
※氏名を公表して良い場合は、記入の必要ありません。

令和２年１２月２５日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

１．河川の名称及び区画番号　　（最大伐採可能区画数：　　区画）

第１希望　地区名：	区画番号：
第２希望　地区名：	区画番号：
第３希望　地区名：	区画番号：
第４希望　地区名：	区画番号：
第５希望　地区名：	区画番号：

※ 上記「区画番号」等が、書き切れない場合は余白にご記入下さい。
※ 区画が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

２．伐採木の使用目的
以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

☐ 薪（ストーブ用）　☐ ほだ木　☐ チップ　☐ その他（　　）

３．採取を希望する河川産出物の種類
以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

☐ 幹　☐ 枝　☐ その他（　　）

４．現地の確認状況
以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

☐ 確認済み　☐ 未確認

５．採取の方法
以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

（伐採方法）☐ チェンソーにより伐採を行う。
☐ ノコギリにより伐採を行う。
☐ その他の方法により伐採を行う。（伐採方法：　　）
（小割方法）☐ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
☐ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法（　　）

（運搬方法）□ 伐採材は、軽トラックにより搬出する。（積込方法：　　）
□ 伐採材は、（　　ｔ）トラックにより搬出する。（積込方法：　　）
□ その他の方法（　　）
（伐採順序）□ 通路脇から順次伐採を行う。
□ その他の伐採順序（　　）
（枝葉処理）□ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
□ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
□ その他の処理（　　）

６．伐採経験及び保有資格

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

□ 以前に岩手河川国道事務所の公募伐採に応募したことがある。（　平成　・　令和　　年）
□ 伐採の経験がある。（経験年数：　　年）
□ 作業者の中に伐採に関わる資格保有者がいる。（保有資格：　　）
□ 伐採未経験である。　（講習会の参加希望：□ 平日　□ 土曜日　□ 日曜日）

７．採取期間

作業予定期間：令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日（のうち　　日間）を予定

８．公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記入。

□ 過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
□ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
□ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない
□ 直近１年間の税を滞納している者ではない。
□ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

９．留意事項※確認した項目にチェック☑を記入。

□ 樹木の採取に当たっては、河川産出物の許可手続き（河川法第25条）が必要になります。
□ 伐採、搬出に要する費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は持ち帰ることができます。
□ 伐採した樹木の販売、譲渡、流通については、応募者の自己責任となります。
□ 伐採時の事故については、自己責任となります。
□ 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。
□ 河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。

10．提出先

以下のいずれかに郵送または持参で提出。

〒020-0066　岩手県盛岡市上田四丁目２－２
岩手河川国道事務所　河川管理課

〒020-0862　岩手県盛岡市東仙北一丁目11-11
岩手河川国道事務所　盛岡出張所